

「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案)

～改革から創造～

平成 28 年 12 月

守 口 市

目 次

○ 策定の目的	．．．	2
○ 基本理念	．．．	3
○ ビジョンの目標	．．．	4
○ ビジョンの概要	．．．	5
○ [スリムで筋肉質な自治体運営を通じた強固な財政基盤の確立]	．．．	6
・ 財政運営の方針	．．．	6
・ 歳入確保の基本方針	．．．	7
・ 事務事業の見直し方針	．．．	8
・ 公共施設の見直し方針	．．．	10
・ 人事・給与制度の見直し方針	．．．	12
・ 収支見通し（今後5年間）	．．．	16
○ [強固な財政基盤による3つのレベルアップ施策の展開]	．．．	17
・ 都市環境のレベルアップ	．．．	18
・ 教育・子育て・福祉のレベルアップ	．．．	19
・ 市民協働のレベルアップ	．．．	21

策定の目的

本市では、平成 23 年 12 月に策定した「もりぐち改革ビジョン」（案）（以下、「ビジョン」といいます。）に基づき、財政基盤の安定を図ることをもって、将来にわたって市として行うべき施策・市民サービスを実施できるよう、公共施設の見直しや民間委託の推進などの行財政改革を積極的に進めてきました。ビジョンに掲げる計画期間の平成 23 年度から平成 32 年度までの取組みを概ね実現することで、連結実質赤字比率（※）の解消や特定目的基金（庁舎建設基金など）からの借り入れの返済完了をはじめとして、それまでの赤字体質からの脱却を達成してきました。

一方、わが国の人口減少は今後加速度的に進むことが見込まれ、国では平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。これに伴い全国の地方公共団体は、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」を策定し、自らの力で都市経営ができるよう、定住人口・交流人口の拡大に向けた新たな取組みを数多く展開しています。

この都市間競争と言える状況において、本市がこれからも「住んでみたい、住みつつけたいまち」として選ばれるためには、平成 28 年 3 月に策定した「守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取組みを確実に実現することに加え、新たな政策の創造による守口市の「レベルアップ」が急務となります。

以上のことから、「改革に終わりなし」という強い信念のもと、より一層行財政改革を加速化させ、守口市のレベルアップによって第五次守口市総合基本計画に掲げる「歓響都市もりぐち」を実現するため、現行ビジョンの計画期間における後期計画として、平成 28 年度を初年度とする 5 か年の「（改訂版）もりぐち改革ビジョン」（案）を策定するものです。

また、「（改訂版）もりぐち改革ビジョン」（案）については、計画の進行管理の観点から、取組状況や数値目標の達成状況等をホームページなどを活用し、公表します。

※連結実質赤字比率：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 20 年 4 月施行）に基づく財政状況を示す数値の 1 つで、すべての会計の連結赤字の標準財政規模に占める割合

ビジョンの目標

【目標1】 **改革** スリムで筋肉質な自治体運営を通じた強固な財政基盤の確立

現行ビジョンで未実施の改革を含め、社会経済情勢の変化に伴い、事業効果が薄れたものなどの見直しをはじめ、限られた財源の選択と集中を行うとともに、これまで以上に徹底的に無駄をなくし、スリムな行政組織と効率的な行政運営をすすめます。

【目標2】 **創造** 強固な財政基盤による3つのレベルアップ施策の展開

(目標1)の推進と並行して、将来に向かって行うべき施策や市民サービスへと財源の選択と集中を行い、「都市環境」、「教育・子育て・福祉」、「市民協働」の3つを中心としたレベルアップに向けたまちづくり施策を展開します。

ビジョンの概要

目的：行財政改革を加速化させ、守口市のレベルアップによって、「歓響都市もりぐち」を実現する。

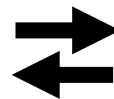
計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで（「もりぐち改革ビジョン」（案）の後期計画）

【基本理念】改革により、新しい時代に夢を、新しい世代に希望を託せるまちへの政策創造を

【目標 1】改革

スリムで筋肉質な自治体運営を通じた
強固な財政基盤の確立

【目標】



【目標 2】創造

強固な財政基盤による
3つのレベルアップ施策の展開

【取組】

財政運営の方針

歳入確保の基本方針

事務事業の見直し方針

公共施設の見直し方針

人事・給与制度の見直し方針

【取組】

都市環境のレベルアップ

教育・子育て・福祉のレベルアップ

市民協働のレベルアップ

スリムで筋肉質な自治体運営を通じた強固な財政基盤の確立

財政運営の方針

健全化 財政規律の確立

「歳入の範囲内で歳出を組む」という原則を貫く予算編成を徹底する。

＜目標：実質収支の黒字を堅持＞

弾力化 弾力性のある財政構造の確立（経常収支比率の改善）

複雑多様化する市民ニーズに対応できるよう弾力性のある財政構造を確立する。

＜目標：経常収支比率 H32 年度末 95%＞

平準化 安定的で持続可能な財政運営（基金の確保）

歳入の大幅な落ち込みや災害等の不測の事態に対応できる一般財源を確保する観点から、今後も財政調整基金に一定の額を確保する。また、将来発生する公共施設の更新等に充てるための（仮称）公共施設等更新整備基金を創設し、計画的に積立てる。

＜目標：財政調整基金 30 億円（H32 年度末）＞

＜目標：（仮称）公共施設等更新整備基金 10 億円（H32 年度末）＞

歳入確保の基本方針

長期的には、税源の涵養が図れるまちづくりを推進することが原則であるが、公平性の観点を含め、短期的な増収策として以下の取組みを実施する。

<基本的な考え方>

○市税等収入の確保

- 全国のトップランナー水準への市税等徴収率アップに向けた取組みを徹底する。
⇒ビジョン終期の平成32年度には、個人市民税の徴収率を府内平均水準にアップさせる。
- 国民健康保険料の収納率は、平成30年度からの国保運営広域化に伴い設定される統一目標を堅守する。

○使用料・手数料の見直し

- 受益者負担の適正化を図る観点から、新公会計制度導入に併せてフルコストを基本とした使用料・手数料の総点検を行い、既存の設定額についても見直しを図るとともに、徴収していないものについても有料化を検討する。
- 減免基準の明確化⇒市における減免については、その基準を条例・規則へ明文化する。（要綱による減免は行わない）

○未利用地などの売払い促進

- 活用の見込みがない未利用地については売却を基本とする。

<具体的取組み>

- 公共施設跡地を含め「今後の公共用地のあり方」を検討
- 公共施設の料金体系のあり方を再検討（市民体育館、文化センター、生涯学習情報センター、コミュニティ施設等の使用料の見直し）

事務事業の見直し方針

<基本的な考え方>

○トップマネジメントによる見直し

以下の6つの分類に該当すると考えられる事業について、事業廃止を含めた抜本的な見直しを行う。

- 事業の必要性や費用対効果が低いもの
- 国・府を含め他に類似する（代替できる）事業が存在するもの
- 事業手法の検討が必要（民間委託等）なもの
- 事業開始当初に比べ目的が薄れているもの
- サービス水準は適正か検証が必要なもの
- 大幅なコストダウンが可能と見込まれるもの

○「官民連携」、「官官連携」による徹底的な効率化

市民との協働をはじめ、民間の強みを活かしたサービス提供、近隣自治体との連携など効率的な手法による事業展開への転換を図る。

<具体的取組み>

➢さらなる民間委託化を推進するもの

- ・市役所窓口（税、保険、子育て関連など）
- ・放課後児童クラブ（入会分）運営
- ・市営住宅の家賃収納業務等
- ・公園運営管理業務
- ・クリーンセンター（集合住宅・臨時ごみ等の収集、焼却炉保守点検業務）
- ・下水道処理施設（ポンプ場）保守点検業務
- ・保育所給食調理業務
- ・公共用地境界確定業務（道路明示等）

➤ 事業内容を見直すもの

① 事業の必要性や費用対効果が低いもの

- 団体への補助金の総点検
- 花園ふるさと村のあり方

② 他に類似する事業が存在するもの

- (株) エフエムもりぐちへの市政情報放送業務委託
- 生計援助資金貸付事業 (基金のあり方)

③ サービス水準は適正か検証が必要なもの

- 平成28年度改定予定の一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ回収品目、回収頻度の見直し。

④ 事業手法の検討が必要なもの

- 各種相談事業のあり方 (法律相談、福祉相談、地域就労相談、多重債務、労働問題相談など)
- 消費生活相談業務のあり方
- 契約業務の集約化 (システム化を含む)
- 花図かん (緑花協会) のあり方
- 生活保護受給者に向けた就労自立支援等の強化

公共施設の見直し方針

<基本的な考え方>

○施設機能の維持向上をめざす ～ハコを持ち続けることに執着しない～

本市が有する公共施設は、昭和 30～40 年代の経済成長期の人口急増に対応するため建設されたものが多く、老朽化が進んでいるため、耐震化や建替えをしながら現有施設のすべてを将来にわたり保有し続けることは困難。

そこで、施設の持つ機能に着目し、将来における市民へのサービス確保を見据え、類似した機能を持つ施設の集約化や複合化などのダウンサイジングを図るとともに、効率的な運営を目指す。

○施設の優先度と必要性を見極める

市民にとって必要不可欠な施設は小中学校や上下水道施設、市庁舎など限定的。したがってこれらの施設以外は、かつての財政富裕時代と同様に施設の維持運営を図ることは困難であるため、施設の性質に応じ、市民にとって「なくてはならない施設」か「あればいい施設」か。民間でも提供できるサービスか行政にしかできないのか、という2つの基準を組み合わせ、まずⅠ～Ⅳの分類に整理する。

次に、5つの指標に照らして、「見直し（運営手法の変更・縮小・一旦休止等）」、「集約化・複合化を検討」に区分する（その他の施設は存続）。

分類Ⅰ すべての市民が必要とするサービスであり、民間ではほとんど提供されないもの

分類Ⅱ 利用者が特定の市民に限られており、民間では提供されにくいもの

分類Ⅲ 多くの市民が必要とするサービスであり、民間でも提供されているもの

分類Ⅳ 利用者が特定の市民に限られており、かつ民間でも提供されているもの

指標①「他に代替施設がある」

指標②「設置目的が薄れている」

指標③「利用者が少なく費用対効果が低い」

指標④「別の機能への転換が効果的」

指標⑤「運営形態の見直しが必要」

○各施設の効率的な施設運営を図る

これまでの取組により、市全体における類似した機能を持つ施設の集約化や複合化を進め、施設の優先度と必要性を見極めて廃止等を進めてきたが、今後は、各施設の有効活用の観点から、市として必要な施設の位置づけや運営方法の見直しを進めていく。

<具体的な方向性>

➤「見直し（運営手法の変更・縮小等）」を検討するもの

- ・市営住宅：長寿命化計画の見直し。（管理戸数の縮減を含む）
- ・わかくさ・わかすぎ園：運営手法の見直しを検討。（民間移管・委託、指定管理者制度の導入など）
- ・クリーンセンター：平成28年度改定予定の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、施設更新に向けた様々な手法を早急に検討。
- ・生涯学習情報センター：市立図書館としての位置づけや市民の利便性、収益性向上のための活用方策など、あり方の検討。
- ・市民体育館：より集客力・収益性の高いイベントを開催し、効果的な運営を行う。また、市全体のスポーツ振興を図る中で施設更新を視野に入れたあり方の検討。
- ・文化センター：既存機能の有効活用に向けたあり方の検討。
- ・障害者・高齢者交流会館：3階スペースを会館として用途変更。
- ・下水道施設：ストックマネジメントを含めた「経営戦略」を策定し、守口処理場のあり方の検討を含め、将来にわたり計画的かつ合理的な事業運営を図る。

➤集約化・複合化を検討するもの

- ・コミュニティセンター：平成28年度中に示す各エリアのコミュニティ施設のあり方に基づき建替え、集約化していく。
- ・保育所：待機児童解消のための再編整備、建替えによる集約化と民間移管を推進。
人的資源の集中による効率的な運営へ転換し、保育サービスを充実。（0～2歳児の受入れ、保育時間の延長）
- ・老人福祉センター（佐太・菊水）：高齢者の活動の場としての機能は、コミュニティ施設等での確保を検討。

人事・給与制度の見直し方針

基本方針

◆改革を恐れず、高い倫理観を持ち、市民に信頼される職員の育成

より良い市民サービスや質の高い運営を担う上で、現状を変えることにためらいを持たず、常に改革の気風に溢れ、そのための柔軟な論理的思考力を持った職員の育成と組織形成に努める。

◆やる気ある職員の頑張りが報われ、職務・職責と処遇が一致した人事・給与制度の確立

これからの守口市役所の組織の核となる清新な中堅職員や管理・監督職の強化とその処遇改善を積極的に進める。このために、組織の原動力となるやる気ある職員1人ひとりの頑張りが報われ、仕事の達成感が実感できる抜本的な人事・給与制度改革を断行する。

給与制度の見直し

- ◆原則として国に準じた制度とする

人事制度の見直し

- ◆能力、実績に基づく人事管理の徹底
- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進

次期定員適正化計画の策定

- ◆事務改善や民間活力の導入などを反映
- ◆職員配置の抜本的な見直し

＜具体的な取組み＞

給与制度の見直し

1 職務・職責と処遇が一致した給与制度の構築

(1) 国に準じた昇格制度への改訂

- ・昇格時号級対応表を国基準に見直し、責任や管理スパンの大きさ、困難度に応じた給与に格付けする。

(2) 管理職の範囲の見直し

- ・管理監督職の範囲を精査するとともに、その重責度に鑑みた管理職手当へと改訂する。

2 その他

(1) 手当等のあり方の検討

- ・国準拠を原則に前歴加算制度の見直しや、特殊勤務手当の精査を実施。

人事制度の見直し

1 人事評価制度を基礎とした人材育成

(1) 広範な人事評価制度の活用

- 新たな課題にもたじろぐことなく、やるべき市政・市民サービスに対応できるよう、職員個々のより高度な能力開発、実践的なスキル習得を目的とした研修を充実強化する。
- 人事評価制度については、その精度を高め、任用（採用、昇任、降任、転任）、給与、分限その他の人事管理に反映する。

2 昇格等のあり方を見直し

(1) 昇任・昇格審査の見直し

- 4級昇任試験（仮称）を新設
係長試験と上席主査試験を統合し、新たに4級昇格（係長・主任級）試験を実施
- 課長代理試験の廃止

(2) 次長級職階の創設

- 各部局の所掌範囲や重要政策の着実な推進に向け、必要に応じて次長級ポスト等を配置できるよう級別標準職務表の適用を見直す。
次長級→7級、理事・部長級→8級

3 仕事と生活の調和を実現

(1) 女性活躍の推進

- 女性の管理職比率を改善し、男女の区別なく市民のために職務に精励し、仕事と子育ての両立が安心してできる職場環境づくりや人材育成並びに自己啓発を促進する。
- 上記の環境づくりと併行して、管理職への積極的登用とそのためキャリアアップに向けたさらなる育成や意識啓発を促進。

(2) 健康増進に向けた働き方の見直し

- 計画的な公務の推進（やるべきことの計画執行や職員内の業務の均衡性など）による時間外勤務の縮減、ノー残業デーの励行、計画的な年次有給休暇の取得
- フレックスタイム制度の導入の検討
- 業務の繁閑に柔軟な対応ができる組織体制の構築

4 職員の意欲・能力を活かす環境整備

自らが意欲をもってやりたい仕事にチャレンジできる庁内公募制度の実施

次期定員適正化計画の策定

- 1 今後も事務事業の見直し（民間委託等）などを積極的に進めることで、総人件費抑制の観点だけでなく、限りある人員・人材（人的資源）を必要な部門に重点配置できるよう次期定員適正化計画を策定。
- 2 多様な人材の活用を踏まえ、正規・非正規職員の配置を見直し。

収支見通し（今後5年間）

改革により、計画期間における政策創造を実現しつつ、財政運営の方針に掲げる目標を達成します。

（単位：百万円）

区分		H27決算	H28	H29	H30	H31	H32
歳入	市 税	21,319	21,250	21,336	21,141	21,091	21,326
	地 方 譲 与 税 等	3,688	3,589	3,589	3,589	3,589	4,412
	地 方 交 付 税	6,979	6,839	6,768	6,796	6,824	6,891
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,369	1,307	1,110	1,078	1,047	1,017
	使 用 料 及 び 手 数 料	784	869	891	916	916	916
	国 ・ 府 支 出 金	19,380	20,683	20,434	20,237	20,717	20,977
	市 債	8,021	6,769	7,784	4,627	3,955	4,077
	そ の 他	2,290	2,753	2,065	1,600	2,110	2,304
歳入合計		63,830	64,059	63,977	59,984	60,249	61,920
歳出	人 件 費	8,823	8,163	7,997	7,485	7,262	7,262
	扶 助 費	16,750	17,113	17,238	17,369	17,477	17,587
	公 債 費	6,214	7,160	6,264	6,694	6,129	6,678
	補 助 費 等	13,281	15,151	13,957	15,682	15,834	16,023
	繰 出 金	2,797	2,844	2,859	2,874	2,890	2,907
	建 設 事 業 費	6,825	5,305	7,626	2,046	2,354	2,599
	そ の 他	7,009	7,539	7,879	7,617	8,053	8,495
	歳出合計		61,699	63,275	63,820	59,767	59,999
実質収支		1,910	784	157	217	250	369
※参考							
財政調整基金年度末残高		1,750	1,869	2,176	2,114	2,672	3,053
(仮称)公共施設等更新整備基金年度末残高					100	300	1,100

※歳入の「地方譲与税等」は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金

※歳入の「その他」は、財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入

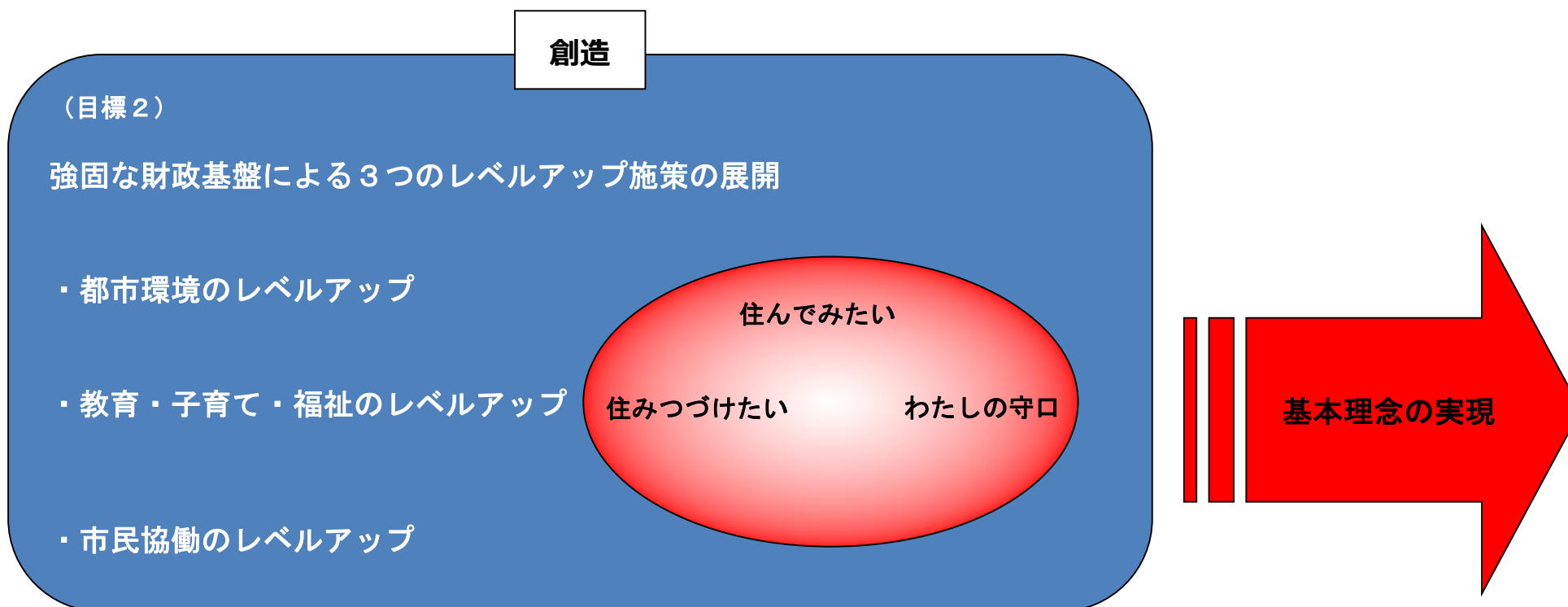
※歳出の「その他」は、物件費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金

強固な財政基盤による3つのレベルアップ施策の展開

<基本的な考え方>

本ビジョンの基本理念のとおり、人口減少局面を迎えているわが国において、出生率の向上及び定住人口・交流人口の増加は全地方公共団体共通の課題ともいえます。

これらの課題の解決に向け、各地方公共団体が「地方創生」関連施策を展開する中で、守口市においては、最大の強みである充実した【都市環境のレベルアップ】、少子高齢化社会を迎えるにあたっての課題の解決に向けた【教育・子育て・福祉のレベルアップ】、今後の守口市のコミュニティの醸成に向けた【市民協働のレベルアップ】を大きな柱として、「3つのレベルアップ」施策を、エビデンス（根拠）に基づき戦略的、かつ効果を最大とするためダイナミックに展開し、新しい時代に夢を、新しい世代に希望を託せる「まち」を目指します。



都市環境のレベルアップ

大都市隣接の立地にあり、鉄道や国道などの主要幹線や過去の人口急増に伴う都市基盤施設の整備によって、高度に都市化が進んでいる本市の最大の強みである都市機能を活かして、守口市のまちのブランド価値を高められるよう、「都市環境」をレベルアップします。

<具体的な取組み>

○魅力的な都市機能のさらなる充実

早くから整備をしてきた都市基盤施設等の老朽化や、公共施設の再編が進む中、都市核を中心としたまちの将来的なビジョンを持ちつつ、公共施設の跡地を最大限に活用し、魅力的な都市機能を再配置します。

・豊秀松月線が無電柱化や植栽等による景観に配慮したシンボルロードとして整備します。

○魅力ある公園づくり

全ての公園を対象とする公園別再編整備方針を策定し、利用者の少ない公園は統廃合するなどの各公園のあり方を検討するとともに、特色ある公園を整備します。

○交通の利便性の向上

子育て世帯や高齢者の方などが出かけやすい環境づくりの1つとして、公共施設間等をつなぐコミュニティバス「（仮称）もりぐち愛のみのり号」を運行します。

○危機管理のまちづくり強化

様々な災害等に迅速かつ的確に対応できる体制確保を地域から行うため、消防団の拡充や自治防災組織の活動活性化、大規模災害時に対応できる備蓄品の確実な確保と適正保管及び地域からの防災訓練の実施内容等の充実を市民の協力を得て実施します。また、防犯面では市内に約1,000台設置した防犯カメラを活用した地域ぐるみの防犯対策を地元防犯委員会や警察と連携しつつ実施します。

○都市魅力の向上と情報発信

守口市に住むこと自体を「ブランド」として価値化できるように、市内外に向けての本市の魅力や取組みの情報発信を強化します。

教育・子育て・福祉のレベルアップ

本市においても、少子高齢化は避けられない状況ですが、それらに的確に対応し、守口市のまちの魅力を維持・向上するため「教育・子育て・福祉」をレベルアップします。

<具体的な取組み>

○子育て支援の充実

少子化が進む本市において、次代を担う子どもは市の「宝」であるとの認識のもと、【子育てしやすさ日本一】を目指し、下記の取組みを実施します。

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 放課後児童クラブ（入会分）の民営化とそれによる充実
- ・ 赤ちゃんの駅の増設
- ・ 病児保育の実施と病後児保育の充実
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置の検討（子育てワンストップ窓口）
- ・ 児童センターのさらなる機能拡充

○児童・生徒の学力向上

学習会（放課後や土曜日など）の開催や、学習習熟度に的確に対応した教材の活用などを民間事業者のノウハウを取り入れて、市内の児童・生徒の学力向上を実現します。

○教育環境の充実

小・中学校のより良い教育環境づくりを進めるため、小規模化する学校の規模適正化への基本方針を示す「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂し、更なる学校の適正配置を検討します。

○健康寿命の向上

生活習慣病の早期発見や、地域コミュニティでの活躍や運動機会の増加などによって健康寿命を向上するため、市民総合健康診査の受診率向上に向けた検討及び介護予防運動の拡充を実施します。

市民協働のレベルアップ

人口減少局面において、守口市の地域コミュニティのあり方が変わりつつある中で、「自助」・「共助」を原則としつつ、人と人が様々な活動を通じて繋がりを持ち、守口市へのシビックプライド(※)を強く持つ新たなコミュニティの醸成ができるよう「市民協働」をレベルアップします。

※シビックプライド：個人が抱く都市への愛着や誇り

<具体的な取組み>

○地域コミュニティの活性化

地域のコミュニティ活動の場の1つであるコミュニティセンターの将来を見据えた再編整備計画を策定するとともに、地域コミュニティ協議会の活動促進を支援します。

○市民の声を聞く場

本市における政策を検討するための一助として、市民の生の声を直接聞くために、様々な活動の場へ直接お伺いし、意見交換をするための「車座会議」を積極的に開催します。

○新庁舎の多機能化

質の高い市役所としての行政サービスの提供はもとより、公的機関などによるワンストップサービスの提供、コミュニティ活動の場としての拠点施設の併設などによる広く「開かれた」市役所を目指すとともに、更なる多機能化を推進します。

- ・福祉総合窓口の設置
- ・（仮称）中部エリア地域コミュニティ拠点施設の整備

○集会所の整備促進

- ・各コミュニティセンターの再編整備に併せて、最も身近なコミュニティ活動の場としての集会所の整備を促進します。

○学校施設の有効活用

地域のコミュニティにおける「集う」場の一つとして、新設校における地域支援室や交流サロンをはじめ、学校教育に支障のない形で積極的に学校施設を利用し、地域との連携を図ります。

○官民連携の促進

幅広い市民や「産・官・学・金・労・言」(※)といった地域の関係者が一体となって活性化に取り組んでいけるように包括連携協定の締結をはじめとした連携の強化を推進します。

※「産・官・学・金・労・言」：産業界、市町村や国などの行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア